2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、特別金融商品取引業者は、当該特別金融商品取引業者が第十八条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第十八条の十一　金融庁長官は、特別金融商品取引業者が前条第一項第二号の規定による届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第十八条の八第一項の承認を取り消すことができる。

第十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十八条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

第十九条第三項第三号の表を次のように改める。

取引先	率（パーセント）
指定国、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体 指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） 我が国の地方公共団体	零
適格格付を付与された金融機関等（国際機関を除く。） 国際機関	一・二
適格格付を付与されていない金融機関等（国際機関を除く。）	五
適格格付を付与されたその他の法人等	六
適格格付を付与されていないその他の法人等 個人	二十五 二十五

第十九条の次に次の六条を加える。

（期待エクスポージャー方式）

第十九条の二　前条第一項から第七項までの規定にかかわらず、同条第一項から第四項までに掲げる取引については、金融庁長官の承認を受けた場合には、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2　特別金融商品取引業者が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条及び第十九条の四第十一号において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効ＥＰＥは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EE_{tk}は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効ＥＰＥの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔt_kや加重平均した実効ＥＰＥを用いるものとする。

一　与信相当額＝α×実効ＥＰＥ

αは、1.4（取引先リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。）

二　実効ＥＰＥ＝$\sum_{k=1}^{n}$実効$EE_{tk}\times\Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、t_k-t_{k-1}

三　実効EE_{tk}＝max（実効EE_{tk-1}，EE_{tk}）

EE_{tk}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計された有価証券等の額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）とする。ただし、実効EE_{t0}は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。）とする。

3　特別金融商品取引業者は、前項第一号に規定するαについて、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計したαが一・二を下回るときは、αは一・二とする。

一　αが、全ての取引相手方に対する有価証券等に係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をＥＰＥを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていることとし、ＥＰＥは次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、ＥＰＥの算出に当たって、当該満期までの間にこの号のΔt_kで加重平均したＥＰＥを用いるものとする。

ＥＰＥ＝$\sum_{k=1}^{n}EE_{tk}\times\Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、t_k-t_{k-1}

二　全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの有価証券等の額の推計において主要な要因を把握していること。

三　経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四　経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4　特別金融商品取引業者は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係る有価証券等の額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EE_{tk}に代えて、EE_{tk}を用いることにより同項第二号に規定する実効ＥＰＥを計測する方法を使用することができる。

5　特別金融商品取引業者は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる実効ＥＰＥとする方法を使用することができる。

一　閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対する有価証券等の額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

アドオン＝$EE_{tmp}-EE_{t0}$

EE_{tmp}は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保の市場リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セットについては五営業日、それ以外の全てのネッティング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

EE_{t0}は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二　マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の実効ＥＰＥ